平成３１年　１月　８日

保　護　者　様

新居浜市立北中学校
校長　小笠原　忠彦

感染症による出席停止について

これまで、インフルエンザ以外の出席停止の取り扱いについては医師の証明（傷病証明依頼書）が必要でしたが、新居浜市医師会との話合いにより傷病証明書が廃止されましたので、医師の証明は不要となりました。

つきましては、下記の申請書に医師から診断（疑いを含む）された内容を保護者の方が記入の上、学校へ提出してください。

なお、出席停止の期間については、必ず医師の指示に従ってください。

平成　　年　　月　　日

新居浜市立北中学校　学校長　様

感染症による出席停止申請書

医師から診断（疑いを含む）された内容について報告します。

１　　年　　組　　番　　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　診断名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　診断年月日　　　　　年　　　月　　　日

４　出席停止期間　　　月　　　日　から　　　月　　　日まで

５　医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名　　　　　　　　　　印

学校感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第二種感染症	インフルエンザ	発症後５日（発熱の翌日を１日目として）を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（３日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（例） ・感染性胃腸炎 ・マイコプラズマ肺炎 ・溶連菌感染症など	※　出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、必ず出席停止を行うべきというものではない

インフルエンザ出席停止早見表

🤒…発熱マーク　　☺…無症状マーク

発熱	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
１日	🤒	☺	☺	☺	☺	☺	登校可		
３日	🤒	🤒	🤒	☺	☺	☺	登校可		
５日	🤒	🤒	🤒	🤒	🤒	☺	☺	☺	登校可